

鹿児島県貸切バス事業者支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな影響を受けている貸切バス事業者の運行の再開・継続を後押しし、観光需要の本格的な回復期に備えてもらうことを目的に、予算の定めるところにより鹿児島県内貸切バス事業者に対し予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 支援金の対象となる「貸切バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1項ロに規定する一般旅客自動車運送事業に掲げる事業を行う者で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 鹿児島県内に本社または支店があること(鹿児島運輸支局に登録されている車両を保持している事業所に限る。)
- (2) 引き続き事業実施の意志がある事業者であること
- (3) 公営企業でないこと

2 対象事業者は、自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 対象事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(支援金の額)

第3条 令和4年3月1日時点で所有している貸切バス車両（法第5条第1項第3号による事業計画に記載された車両をいう。）1台あたり200千円に鹿児島県内で保有する鹿児島県内ナンバー車両台数を乗じた額を基に、予算の範囲内において定める額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、鹿児島県貸切バス事業者支援事業支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、令和4年3月23日までに提出しなければならない。

- (1) 支援金交付対象車両一覧(別記第2号様式)
- (2) 有効期間の満了していない自動車検査証の写し(新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととし、休車期間等の必要事項を記載したリストを九州運輸局輸送担当部門に提出している車両については、当該リストの写しと併せて自動車検査証の写し)
- (3) 銀行預金通帳の写し(名義人氏名カナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できる箇所に限る。)
- (4) 誓約書(別記第3号様式)

(交付決定及び額の確定)

第5条 知事は、前条による申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の交付を決定し、支援金を交付するものとする。

2 規則第6条及び第14条の規定に基づき、支援金の交付の決定及び交付額の確定の通知を、支援金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第4号）により、行うものとする。

(支援金の返還)

第6条 知事は、次に掲げる事項に該当する場合は、支援金の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽の申請により支援金の交付を受けた者
- (2) 不正な手段により支援金の交付を受けた者
- (3) 正当な理由なく貸切バス事業を実施しない者、又は実施する意思が認められないと判断される者

(支援事業の経理等)

第7条 支援事業者においては、支援金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を貸切バス事業者支援事業支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金を受ける権利は譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第9条 支援金の交付を受けようとする者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について支援金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書兼請求書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年3月9日から施行する。